

農林第144号
令和7年7月9日

農業者 各位

芽室町長 手島 旭
芽室町農業協同組合
代表理事組合長 廣江 英幸
(公印省略)

令和7年度農業経営実態調査の実施について（依頼）

町の農業施策等に関する重要な資料とするため、令和7年度農業経営実態調査を次の要領で行いますので、御多忙中とは存じますが調査に御協力をお願いします。

記

1 調査の目的

本年度の農業経営の実態を把握し、農業振興に係る各種施策（補助、融資事業）の基礎資料とするほか、災害発生時の諸対策等の基礎とします。また、農協、普及センターにおける農業振興奨励施策の資料としても活用しますので、予め御承知おきください。

2 調査対象農家

農事組合の区域に居住し、次の（1）～（3）のいずれかに該当する農家及び農地所有適格法人を対象とします。

- （1）本年度、芽室町に1ヘクタール以上の耕地（借入地も含める）を経営する個人及び法人。
- （2）経営耕地が1ヘクタール未満であっても、家畜等の飼養又は花木・しいたけ等の生産販売によって年間15万円以上の農業粗収入をあげると見込まれる個人及び法人。
- （3）農地所有適格法人の構成員であっても、独立部門を持ち前述の条件に該当する個人。

3 調査方法・留意事項

今年度から調査を見直し、作付面積のみの調査となっております。

- （1）面積はaまで入力し、a未満は四捨五入してください。
- （2）面積は芽室町内にある所有地、借入地を記入してください。
- （3）該当品種がない場合はその他品種に記入してください。
- （4）面積は本年収穫しないものも含めてください。

4 回答方法

- (1) 調査個票に御記入の上、役場農林課（庁舎2階）に御提出ください。
- (2) 町ホームページ農林課の農業経営実態調査から調査票をダウンロードし E-Mail での提出
(n-kikaku@memuro.net)
- (3) FAX で提出 (FAX:0155-62-3757)

5 調査基準日 令和7年5月31日現在

6 調査票の提出期限 令和7年7月30日（水）までに役場農林課に提出してください。

7 その他 本調査により収集した個人情報は、調査の目的以外には使用しません。また、適切な安全管理措置を実施し、データの不正な侵入、流出、利用妨害が発生しないよう努めるとともに、あらかじめ本人の同意を得た場合に限り個人データを活用させていただくことを遵守いたします。

(農林課農林企画係)